

新旧対照表

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）新旧対照表

改正案							現行									
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）									
占用物件		単位	占用料					占用物件		単位	占用料					
			所在地								所在地					
			第1級 地	第2級 地	第3級 地	第4級 地	第5級 地				第1級 地	第2級 地	第3級 地	第4級 地	第5級 地	
法第32条	第1種電柱	1本につき	1,700	730	510	420	380	法第32条	第1種電柱	1本につき	1,600	660	440	350	300	
第1項第	第2種電柱	1年	2,600	1,100	790	650	580	第1項第	第2種電柱	1年	2,400	1,000	680	540	470	
1号に掲	第3種電柱	げる工作 物	3,500	1,500	1,100	880	780	1号に掲	第3種電柱	げる工作 物	3,300	1,400	920	730	630	
	第1種電話柱		1,500	650	460	380	340		第1種電話柱		1,400	590	400	320	270	
	第2種電話柱		2,400	1,000	730	610	540		第2種電話柱		2,300	950	630	500	440	
	第3種電話柱		3,400	1,400	1,000	830	740		第3種電話柱		3,100	1,300	870	690	600	
	その他の柱類		150	65	46	38	34		その他の柱類		140	59	40	32	27	
	共架電線その他 上空に設ける線 類		長さ1メー トルにつき 1年	15	7	5	4	3	共架電線その他 上空に設ける線 類		長さ1メー トルにつき 1年	14	6	4	3	3
	地下に設ける電 線その他の線類			9	4	3	2	2	地下に設ける電 線その他の線類			8	4	2	2	2
	路上に設ける変 圧器	1個につき 1年	1,500	640	450	370	330	路上に設ける変 圧器	1個につき 1年	1,400	580	390	310	270		
	地下に設ける変 圧器	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	920	390	270	230	200	地下に設ける変 圧器	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	850	350	240	190	160		
	変圧塔その他こ れに類するもの	1個につき 1年	3,100	1,300	910	760	680	変圧塔その他こ れに類するもの	1個につき 1年	2,800	1,200	790	630	540		

	及び公衆電話所						
	郵便差出箱及び 信書便差出箱		1,300	550	380	320	280
	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	25,000	4,300	1,900	960	670
	その他のもの	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	3,100	1,300	910	760	680
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	64	27	19	16	14
	外径が0.07メー トル以上0.1 メートル未満の もの		92	39	27	23	20
	外径が0.1メー トル以上0.15 メートル未満の もの		140	59	41	34	30
	外径が0.15メー トル以上0.2 メートル未満の もの		180	78	55	45	41
	外径が0.2メー トル以上0.3 メートル未満の もの		280	120	82	68	61
	外径が0.3メー		370	160	110	91	81

	及び公衆電話所						
	郵便差出箱及び 信書便差出箱		1,200	500	330	270	230
	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	19,000	3,800	1,700	960	670
	その他のもの	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	2,800	1,200	790	630	540
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	59	25	17	13	11
	外径が0.07メー トル以上0.1 メートル未満の もの		85	35	24	19	16
	外径が0.1メー トル以上0.15 メートル未満の もの		130	53	36	28	24
	外径が0.15メー トル以上0.2 メートル未満の もの		170	71	47	38	33
	外径が0.2メー トル以上0.3 メートル未満の もの		250	110	71	57	49
	外径が0.3メー		340	140	95	76	65

6号に掲げる施設	し、一時的に設けるもの	ルにつき1日													
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	2,500	430	190	96	67								
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	2,500	430	190	96	67							
	を除外。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000	4,300	1,900	960	670							
	標識		1本につき1年	2,400	1,000	730	610	540							
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	250	43	19	10	7							
		その他のもの	1本につき1月	2,500	430	190	96	67							
	幕（政令第7条第4号に掲	祭礼、縁日その他の催しに	その面積1平方メートルにつき1日	250	43	19	10	7							
6号に掲げる施設	し、一時的に設けるもの	ルにつき1日													
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	1,900	380	170	96	67								
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,900	380	190	96	67							
	を除外。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	19,000	3,800	1,700	960	670							
	標識		1本につき1年	2,300	950	630	500	440							
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	190	38	17	10	7							
		その他のもの	1本につき1月	1,900	380	170	96	67							
	幕（政令第7条第4号に掲	祭礼、縁日その他の催しに	その面積1平方メートルにつき1日	190	38	17	10	7							

	げる工 事用施 設であ るもの を除 く。)	際し、 一時的 に設け るもの その他 のもの	その面積1 平方メー トルにつき1 月	2,500	430	190	96	67										
	アーチ	車道を 横断す るもの その他 のもの	1基につき 1月	25,000	4,300	1,900	960	670										
				13,000	2,100	930	480	330										
政令第7条第2号に掲げる 工作物		占用面積1 平方メー トルにつき1 年	Aに0.033を乗じて得た額	3,100	1,300	910	760	680	政令第7条第2号に掲げる 工作物	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	Aに0.034を乗じて得た額	2,800	1,200	790	630	540		
政令第7条第3号に掲げる 施設		占用面積1 平方メー トルにつき1 月		2,500	430	190	96	67	政令第7条第3号に掲げる 施設	占用面積1 平方メー トルにつき1 月		1,900	380	170	96	67		
政令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料		310	130	91	76	68			政令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料	280	120	79	63	54				
政令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設		占用面積1 平方メー トルにつき1 年	Aに0.0 11を乗 じて得 た額	Aに0.0 14を乗 じて得 た額	Aに0.0 16を乗 じて得 た額	Aに0.0 19を乗 じて得 た額	Aに0.0 23を乗 じて得 た額	政令第7 条第9号 に掲げる 施設	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	Aに0.0 13を乗 じて得 た額	Aに0.0 15を乗 じて得 た額	Aに0.0 17を乗 じて得 た額	Aに0.0 19を乗 じて得 た額	Aに0.0 24を乗 じて得 た額				
	その他のもの	Aに0.0 08を乗 じて得 た額	Aに0.0 1を乗じ て得た 額	Aに0.0 12を乗 じて得 た額	Aに0.0 13を乗 じて得 た額	Aに0.0 16を乗 じて得 た額	政令第7 条第9号 に掲げる 施設	その他のもの	Aに0.0 09を乗 じて得 た額	Aに0.0 1を乗じ て得た 額	Aに0.0 12を乗 じて得 た額	Aに0.0 14を乗 じて得 た額	Aに0.0 17を乗 じて得 た額					

		た額	額	た額	た額	た額			た額	額	た額	た額	た額
政令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	政令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
応急仮設建築物	もの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.023を乗じて得た額					Aに0.024を乗じて得た額						
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額					Aに0.034を乗じて得た額						
備考							備考						
1 (略)							1 (略)						
2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。							2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。						
(1) 第1級地 那覇市、宜野湾市、浦添市及び北谷町の区域をいう。							(1) 第1級地 那覇市、宜野湾市、浦添市及び北谷町の区域をいう。						
(2) 第2級地 沖縄市、豊見城市、読谷村、嘉手納町、北中城村、西原町、与那原町及び南風原町の区域をいう。							(2) 第2級地 沖縄市、豊見城市____、嘉手納町、北中城村、西原町、与那原町及び南風原町の区域をいう。						
(3) 第3級地 糸満市、うるま市、南城市、金武町____、中城村及び八重瀬町の区域をいう。							(3) 第3級地 糸満市、うるま市、南城市、金武町、読谷村、中城村及び八重瀬町の区域をいう。						
(4) 第4級地 石垣市、名護市、宮古島市、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、伊江村、渡嘉敷村及び座間味村の区域をいう。							(4) 第4級地 石垣市、名護市、宮古島市、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、伊江村、渡嘉敷村及び座間味村の区域をいう。						
(5) 第5級地 国頭村、大宜味村、東村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町の区域をいう。							(5) 第5級地 国頭村、大宜味村、東村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町の区域をいう。						
3～9 (略)							3～9 (略)						

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）新旧対照表

附 則	附 則
（施行期日）	（施行期日）
1 （略）	1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
2 （略）	2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
<p>3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、<u>沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第 号）</u>による改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。</p>	<p>3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、<u>沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成29年沖縄県条例第36号）</u>による改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。</p>
(1) 平成27年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額	(1) 平成27年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
(2) 平成28年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額	(2) 平成28年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額